

## 令和元年度及び令和 2 年度の F-35A の取得方法の変更について

（令和元年 12 月 20 日  
国家安全保障会議決定  
閣 議 了 解）

「F-35A の取得数の変更について」（平成 30 年 12 月 18 日国家安全保障会議決定及び閣議了解）において、「平成 31 年度以降の取得は、完成機輸入によることとする。なお、取得方法については、今後の F-35A の製造状況を踏まえ、より安価な手段がある場合には、これを適切に見直す。」とされていることに基づき、令和元年度及び令和 2 年度の F-35A の取得は、より安価な手段であることが確認された国内企業が参画した製造によることとする。